

各県立学校長様

体育保健課長
高校教育課長

新学期に向けた県立学校の感染防止対策の強化方針について

県内での新型コロナウイルスの新規感染者数は下げ止まり傾向で、感染力が強いとされるオミクロン株の別系統「BA・2」への置き換わりが急速にすすんでおり、今後、ふたたび増加に転じる可能性も指摘され、予断を許さない状況が続いています。

各学校におかれましては、下記のとおり県対処方針（令和4年3月17日改定）及び、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（(2022.4.1 Ver.8）」等にもとづき、感染拡大防止に取り組んでいただいているところですが、新学期を迎えるに当たり、あらためて再確認いただき、引き続き警戒心を緩めず感染症対策の徹底をお願いします。

なお、県対処方針の内容につきましては、年度当初の学校教育活動や、すでに通知している文部科学省事務連絡等を踏まえ、下記のとおり一部加筆・修正しておりますので、確認いただきますようお願いいたします。

記

①教育活動

○ 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。

なお、校外から大人数を呼び込むような校内行事（入学式・始業式・対面式等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。

○ 県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。

○ オリエンテーション合宿等、宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。

○ 感染防止対策

〔登下校時・出勤時〕

・児童生徒が濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については、特段登校を控えることを求める必要はない。（ただし、今後の感染状況によっては出席停止等必要な措置を講じる場合がある。）

出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。

・なお、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災

等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能。

- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は出勤を見合わせる（特別休暇等）。
- ・登下校時には、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励。以下同じ）を着用する。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。
- ・サーモグラフィー等を活用した毎日の検温や手洗いを徹底する。

[教育活動時]

- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを活用する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
- ・食事をとする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行わない。

[その他]

○ 児童生徒向け

- ・児童生徒・保護者に対して、国や兵庫県が作成しているワクチン接種についての動画等を参考にすよう呼びかける。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。
- ・学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、行き帰りには、マスクの着用を徹底する。

○ 教職員・学校向け

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、教職員に3回目のワクチン接種を呼びかけるとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう指導する。
- ・早期の感染把握・拡大防止のため、全ての県立学校に配備した抗原簡易キットを適切に活用する。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整える。

②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。
 - ・活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする（いきいき運動部活動（4訂版）等）。
- 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- 宿泊を伴う活動は、県内・県外とも、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。
- 部内での感染者が確認された場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は部活動を休止し、感染対策を確認する。
- 児童生徒・教職員以外の参加については、必要最小限とする。
- 本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱い等を踏まえ、活動内容や活動エリアの制限等について適宜検討する。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - ・ SNS 悩み相談の活用を周知（相談時間：17時～21時）
 - ・ キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
 - ・ 通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

<本件連絡先>

- 運動部活動に関すること
体育保健課学校体育班（078-362-3787）
- 文化部活動に関すること
高校教育課生徒指導班（078-362-3778）
- 感染防止対策に関すること
体育保健課保健安全担当（078-362-3789）